

改 正 案	現 行
<p>（調整基準標準給付費額）</p> <p>第三条 前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額</p> <p>イ 居宅介護サービス費の支給（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者（同条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ロ 地域密着型介護サービス費の支給（法第四十二条の二第六項の規定により指定地域密着型サービス事業者（同条第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ハ 居宅介護サービス計画費の支給（法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援事業者（同条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ニ 施設介護サービス費の支給</p> <p>ホ 特定入所者介護サービス費の支給（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の八第一項（同</p>	<p>（調整基準標準給付費額）</p> <p>第三条 前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額</p> <p>イ 居宅介護サービス費の支給（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。次号において同じ。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ロ 居宅介護サービス計画費の支給（法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。次号において同じ。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ハ 施設介護サービス費の支給（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条の五（同令第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）</p>

<p>令第七十二条の二において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）</p> <p>二 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる予防給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額</p> <p>イ 介護予防サービス費の支給（法第五十三条第四項の規定により指定介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ロ 地域密着型介護予防サービス費の支給（法第五十四条の二第六項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者（同条第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ハ 介護予防サービス計画費の支給（法第五十八条第四項の規定により指定介護予防支援事業者（同条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ニ 特定入所者介護予防サービス費の支給（介護保険法施行規則第九十七条の四において準用する同令第八十三条の八第一項の規定によるものを除く。）</p> <p>三 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護給付に要した費用の額</p> <p>イ 居宅介護サービス費の支給（第一号イに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 特例居宅介護サービス費の支給</p> <p>ハ 地域密着型介護サービス費の支給（第一号ロに掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 特例地域密着型介護サービス費の支給</p> <p>ホ 居宅介護福祉用具購入費の支給</p> <p>ヘ 居宅介護住宅改修費の支給</p>	<p>二 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる予防給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額</p> <p>イ 居宅支援サービス費の支給（法第五十三条第四項において準用する法第四十一条第六項の規定により指定居宅サービス事業者に対して支払われるものに限る。）</p> <p>ロ 居宅支援サービス計画費の支給（法第五十八条第四項において準用する法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援事業者に対して支払われるものに限る。）</p> <p>三 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護給付に要した費用の額</p> <p>イ 居宅介護サービス費の支給（第一号イに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 特例居宅介護サービス費の支給</p> <p>ハ 居宅介護福祉用具購入費の支給</p> <p>ニ 居宅介護住宅改修費の支給</p>
---	---

- ト 居宅介護サービス計画費の支給（第一号ハに掲げるものを除く。）
- チ 特例居宅介護サービス計画費の支給
- リ 特例施設介護サービス費の支給
- ル 高額介護サービス費の支給
- ロ 特定入所者介護サービス費の支給（第一号ホに掲げるものを除く。）
- ヲ 特例特定入所者介護サービス費の支給
- 四 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる予防給付に要した費用の額
  - イ 介護予防サービス費の支給（第二号イに掲げるものを除く。）
  - ロ 特例介護予防サービス費の支給
  - ハ 地域密着型介護予防サービス費の支給（第二号ロに掲げるものを除く。）
  - ニ 特例地域密着型介護予防サービス費の支給
  - ホ 介護予防福祉用具購入費の支給
  - ヘ 介護予防住宅改修費の支給
  - ト 介護予防サービス計画費の支給（第二号ハに掲げるものを除く。）
  - チ 特例介護予防サービス計画費の支給
  - リ 高額介護予防サービス費の支給
  - ル 特定入所者介護予防サービス費の支給（第二号ニに掲げるものを除く。）
- ル 特例特定入所者介護予防サービス費の支給
- 2 法第二百一十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合には、居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護

- ホ 居宅介護サービス計画費の支給（第一号ロに掲げるものを除く。）
- ヘ 特例居宅介護サービス計画費の支給
- ト 施設介護サービス費の支給（第一号ハに掲げるものを除く。）
- チ 特例施設介護サービス費の支給
- リ 高額介護サービス費の支給
- ロ 特例居宅支援サービス費の支給
- 四 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる予防給付に要した費用の額
  - イ 居宅支援サービス費の支給（第二号イに掲げるものを除く。）
  - ロ 特例居宅支援サービス費の支給
  - ハ 居宅支援福祉用具購入費の支給
  - ニ 居宅支援住宅改修費の支給
  - ホ 居宅支援サービス計画費の支給（第二号ロに掲げるものを除く。）
  - ヘ 特例居宅支援サービス計画費の支給
  - ト 高額居宅支援サービス費の支給
- 2 法第二百一十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合には、居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅

予防サービス費、特例介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費又は介護予防住宅改修費の支給に要した費用の額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

支援サービス費、特例居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費又は居宅支援住宅改修費の支給に要した費用の額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。

別表第二(第六条関係)

所得段階別加入割合補正係数	$1 - (0.5 \times (A - a) + 0.5 \times (B - b) + 0.25 \times (C - c) - 0.25 \times (D - d) - 0.5 \times (E - e))$
---------------	--

別表第二(第六条関係)

所得段階別加入割合補正係数	$1 - (0.5 \times (A - a) + 0.25 \times (B - b) - 0.25 \times (C - c) - 0.5 \times (D - d))$
---------------	---

- 備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- A (略)
  - a (略)
  - B (略)
  - b (略)
  - C 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第三号に掲げる者の数の割合
  - c 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第三号に掲げる者の総数の割合
  - D (略)
  - d (略)
  - E 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第六号に掲げる者の数の割合
  - e 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の

- 備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- A (略)
  - a (略)
  - B (略)
  - b (略)
  - C 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に對する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者の数の割合
  - c 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数に對する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者の総数の割合
  - D (略)
  - d (略)

総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第六号に掲げる者の総数の割合

附則  
(施行期日)

- 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 第二条 平成十八年度及び平成十九年度における所得段階別加入割合補正係数の算定の特例)
- 2 平成十九年度における算定省令第四條第二号の所得段階別加入割合補正係数は、算定省令第六條の規定にかかわらず、附則別表第二に掲げる算式により算定した数とする。

附則別表第一

所得段階別加入割合補正係数	$1 - (0.5 \times (A - a) + 0.5 \times (B - b) + 0.25 \times (C - c) + 0.34 \times (D - d) + 0.34 \times (E - e) + 0.17 \times (F - f) + 0.25 \times (G - g) + 0.25 \times (H - h) + 0.09 \times (I - i) - 0.08 \times (J - j) - 0.25 \times (K - k) - 0.5 \times (L - l))$
---------------	--

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A、a、B、b、C及びc 算定省令別表第二の備考と同じ。
- D 当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数(以下「市町村被保険者数」という。)に対する当該年度における当該市町村に係る介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十八條第一項第四号に掲げる者(介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第 号。以下「平成十八年改正令」という。附則第四條第一項第二号に掲げる者(以下「第二号該当者」という。))であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一條の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有している者又は生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)に限る。)の数の割合
- d 当該年度におけるすべての市町村に係る第一号被保険者の総数(以下「被保険者総数」という。)に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第二号該当者であつて、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。)の総数の割合
- E 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八條第一項第四号に掲げる者(第二号該当者であつて、当該年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五條第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。))及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額(以下「収入金額等」という。)が八十万円以下の者に限り、Dに掲げる者を除く。)の数の割合

- e 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第二号該当者であって、収入金額等が八十万円以下の者に限り、dに掲げる者を除く。）の総数の割合
- f 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第二号該当者に限り、D又はEに掲げる者を除く。）の数の割合
- f 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第二号該当者に限り、d又はeに掲げる者を除く。）の総数の割合
- G 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（平成十八年改正令附則第四条第一項第一号に掲げる者（以下「第一号該当者」という。）（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は第一号該当者である場合に限る。g、h、I及びiにおいて同じ。）であって、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。）の数の割合
- g 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第一号該当者であって、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。）の総数の割合
- H 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第一号該当者であって、収入金額等が八十万円以下の者に限り、Gに掲げる者を除く。）の数の割合
- h 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第一号該当者であって、収入金額等が八十万円以下の者に限り、gに掲げる者を除く。）の総数の割合
- I 市町村被保険者数の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第一号該当者に限り、G又はHに掲げる者を除く。）の数の割合
- i 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第一号該当者に限り、g又はhに掲げる者を除く。）の総数の割合
- J 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第一号該当者に限り、G、H又はIに掲げる者を除く。）の数の割合
- j 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第一号該当者に限り、g、h又はiに掲げる者を除く。）の総数の割合
- K 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（G、H、I又はJに掲げる者を除く。）の数の割合
- k 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（g、h、i又はjに掲げる者を除く。）の総数の割合
- L 算定省令別表第二の備考Eに規定する割合
- l 算定省令別表第二の備考eに規定する割合

七頁

附則別表第二

所得段階別加入割	$1 - (0.5 \times (A - a) + 0.5 \times (B - b) + 0.25 \times (C - c) + 0.17 \times (D - d) + 0.17 \times (E - e) + 0.09 \times (F - f) - 0.08 \times (G - g) - 0.16 \times (H - h) - 0.25 \times (I - i) - 0.5 \times (J - j))$
合補正係数	$0.5 \times (J - j)$

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A、a、B、b、C及びc 算定省令別表第二の備考と同じ。
- D 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（平成十八年改正令附則第四条第一項第四号に掲げる者（以下「第一号該当者」という。）であって、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。）の数の割合
- d 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第四号該当者であって、老齢福祉年金の受給権を有している者又は被保護者に限る。）の総数の割合
- E 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第四号該当者であって、収入金額等が八十万円以下の者に限り、Dに掲げる者を除く。）の数の割合
- e 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第四号該当者であって、収入金額等が八十万円以下の者に限り、dに掲げる者を除く。）の総数の割合
- F 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第四号該当者に限り、D又はEに掲げる者を除く。）の数の割合
- f 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第四号に掲げる者（第四号該当者に限り、d又はeに掲げる者を除く。）の総数の割合
- G 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（平成十八年改正令附則第四条第一項第三号に掲げる者（以下「第三号該当者」という。）（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は第三号該当者である場合に限る。gにおいて同じ。）に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者又は収入金額等が八十万円以下の者を除く。）の数の割合
- g 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第三号該当者に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者又は収入金額等が八十万円以下の者を除く。）の総数の割合
- H 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第三号該当者に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又はGに掲げる者を除く。）の数の割合
- h 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（第三号該当者に限り、老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又はgに掲げる者を除く。）の総数の割合
- I 市町村被保険者数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者（老齢福祉年金の受給権を有して

- いる者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又はG若しくはHに掲げる者を除く。)の数の割合
- i 被保険者総数に対する当該年度におけるすべての市町村に係る令第三十八条第一項第五号に掲げる者(老齢福祉年金の受給権を有している者、被保護者、収入金額等が八十万円以下の者又はg若しくはhに掲げる者を除く。)の総数の割合
- J 算定省令別表第二の備考Eに規定する割合
- j 算定省令別表第二の備考eに規定する割合